

従来型個室

保険対象

単位:円

サービス利用に係る 自己負担額①	※右記の自己負担額は、介護 保険負担割合証に記載されて いる割合が1割の場合です。	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		547	614	682	749	814
介護サービス 加算②	日常生活継続支援加算	36				
	看護体制加算(Ⅰ)	4				
	看護体制加算(Ⅱ)					
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13				
	栄養ケアマネジメント加算	14				
1か月自己負担額小計③(①+②×30日)		18,420	20,430	22,470	24,480	26,430
口腔衛生管理体制加算(1か月)④		30				
1か月:30日の介護職員処遇改善加算合計⑤		1,089	1,207	1,328	1,446	1,552
1か月(30日)合計(保険対象分)⑥		19,539	21,667	23,828	25,956	28,012

保険対象外

単位:円

食費に係る 自己負担額⑦	第1段階	300
	第2段階	390
	第3段階	650
	第4段階	1,500
居住費に係る 自己負担額⑧	第1段階	320
	第2段階	420
	第3段階	820
	第4段階	1,150

自己負担額合計 (30日)⑨	第1段階	38,139	40,267	42,428	44,556	46,612
	第2段階	43,839	45,967	48,128	50,256	52,312
	第3段階	63,639	65,767	67,928	70,056	72,112
	第4段階	99,039	101,167	103,328	105,456	107,512

※介護職員処遇改善加算とは1か月の総単位数(③+④×30日)に0.059を乗じた額になります。

※口腔衛生管理体制加算とは、1か月の内1日でも在籍されている場合に加算されます。

自己負担額合計⑨ = ⑥ + (⑦ + ⑧) × 30

(上記、料金に加算される金額:その他介護サービス加算の内訳)

※外泊時費用(246円:ただし月6日限度)

外泊や入院された場合で施設に所属していない日であっても、外泊または入院の翌日から6日間
(月をまたいで連続した場合は、最長12日間)は246円が自己負担となります。

※初期加算(30円)が入所から30日間は加算されます。

※療養食加算(18円)が療養食を提供した時加算されます。

※経口維持加算Ⅰ(月に400円) 経口維持加算Ⅱ(月に100円)

※経口移行加算(28円)

※看取り介護加算(死亡日前30日を限度とします。)

死亡日の場合:1280円 死亡日の前日・前々日:680円 死亡日前4~30日:144円

多床室

保険対象

単位:円

サービス利用に係る 自己負担額①	※右記の自己負担額は、介護 保険負担割合証に記載されて いる割合が1割の場合です。	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		547	614	682	749	814
介護サービス 加算②	日常生活継続支援加算	36				
	看護体制加算(Ⅰ)	4				
	看護体制加算(Ⅱ)					
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	13				
	栄養ケアマネジメント加算	14				
1か月自己負担額小計③(①+②×30日)		18,420	20,430	22,470	24,480	26,430
口腔衛生管理体制加算(1か月)④		30				
1か月:30日の介護職員処遇改善加算合計⑤		1,089	1,207	1,328	1,446	1,561
1か月(30日)合計(保険対象分)⑥		19,539	21,667	23,828	25,956	28,021

保険対象外

単位:円

食費に係る 自己負担額⑦	第1段階	300
	第2段階	390
	第3段階	650
	第4段階	1,500
居住費に係る 自己負担額⑧	第1段階	0
	第2段階	370
	第3段階	370
	第4段階	840

自己負担額合計 (30日)⑨	第1段階	28,539	30,667	32,828	34,956	37,021
	第2段階	42,339	44,467	46,628	48,756	50,821
	第3段階	50,139	52,267	54,428	56,556	58,621
	第4段階	89,739	91,867	94,028	96,156	98,221

※介護職員処遇改善加算とは1か月の総単位数(③+④×30日)に0.059を乗じた額になります。

※口腔衛生管理体制加算とは、1か月の内1日でも在籍されている場合に加算されます。

自己負担額合計⑨ = ⑥ + (⑦ + ⑧) × 30

(上記、料金に加算される金額:その他介護サービス加算の内訳)

※外泊時費用(246円:ただし月6日限度)

外泊や入院された場合で施設に所属していない日であっても、外泊または入院の翌日から6日間
(月をまたいで連続した場合は、最長12日間)は246円が自己負担となります。

※初期加算(30円)が入所から30日間は加算されます。

※療養食加算(18円)が療養食を提供した時加算されます。

※経口維持加算Ⅰ(月に400円) 経口維持加算Ⅱ(月に100円)

※経口移行加算(28円)

※看取り介護加算(死亡日前30日を限度とします。)

死亡日の場合:1280円 死亡日の前日・前々日:680円 死亡日前4~30日:144円

(旧措置入所)
従来型個室

保険対象

単位:円

サービス利用に係る 自己負担額①		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		547	653			781
介護サービス 加算②	日常生活継続支援加算			36		
	看護体制加算(Ⅰ)			4		
	看護体制加算(Ⅱ)					
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)			13		
	栄養ケアマネジメント加算			14		
1か月自己負担額小計③(①+②×30日)		18,420	21,600			25,440
口腔衛生管理体制加算(1か月)④				30		
1か月:30日の介護職員処遇改善加算合計⑤		1,089	1,276			1,503
1か月(30日)合計(保険対象分)⑥		19,539	22,906			26,973

保険対象外

単位:円

食費に係る 自己負担額⑦	第1段階			300		
	第2段階			390		
	第3段階			650		
	第4段階			1,500		
居住費に係る 自己負担額⑧	第1段階			320		
	第2段階			420		
	第3段階			820		
	第4段階			1,150		

自己負担額合計 (30日)⑨	第1段階	38,139	41,506			45,573
	第2段階	43,839	47,206			51,273
	第3段階	63,639	67,006			71,073
	第4段階	99,039	102,406			106,473

※介護職員処遇改善加算とは1か月の総単位数(③+④×30日)に0.059を乗じた額になります。

※口腔衛生管理体制加算とは、1か月の内1日でも在籍されている場合に加算されます。

自己負担額合計⑨=⑥+(⑦+⑧)×30

(上記、料金に加算される金額:その他介護サービス加算の内訳)

※外泊時費用(246円:ただし月6日限度)

外泊や入院された場合で施設に所属していない日であっても、外泊または入院の翌日から6日間(月をまたいで連続した場合は、最長12日間)は246円が自己負担となります。

※初期加算(30円)が入所から30日間は加算されます。

※療養食加算(18円)が療養食を提供した時加算されます。

※経口維持加算Ⅰ(月に400円) 経口維持加算Ⅱ(月に100円)

※経口移行加算(28円)

※看取り介護加算(死亡日前30日を限度とします。)

死亡日の場合:1280円 死亡日の前日・前々日:680円 死亡日前4~30日:144円

(旧措置入所)

多床室

保険対象

単位:円

サービス利用に係る 自己負担額①		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		547	653		781	
介護サービス 加算②	日常生活継続支援加算			36		
	看護体制加算(Ⅰ)			4		
	看護体制加算(Ⅱ)					
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)			13		
	栄養ケアマネジメント加算			14		
1か月自己負担額小計③(①+②×30日)		18,420	21,600		25,440	
口腔衛生管理体制加算(1か月)④				30		
1か月:30日の介護職員処遇改善加算合計⑤		1,089	1,276		1,503	
1か月(30日)合計(保険対象分)⑥		19,539	22,906		26,973	

保険対象外

単位:円

食費に係る 自己負担額⑦	第1段階		300	
	第2段階		390	
	第3段階		650	
	第4段階		1,500	
居住費に係る 自己負担額⑧	第1段階		0	
	第2段階		370	
	第3段階		370	
	第4段階		840	

自己負担額合計 (30日)⑨	第1段階	28,539	31,906	35,973
	第2段階	42,339	45,706	49,773
	第3段階	50,139	53,506	57,573
	第4段階	89,739	93,106	97,173

※介護職員処遇改善加算とは1か月の総単位数(③+④×30日)に0.059を乗じた額になります。

※口腔衛生管理体制加算とは、1か月の内1日でも在籍されている場合に加算されます。

自己負担額合計⑨=⑥+(⑦+⑧)×30

(上記、料金に加算される金額:その他介護サービス加算の内訳)

※外泊時費用(246円:ただし月6日限度)

外泊や入院された場合で施設に所属していない日であっても、外泊または入院の翌日から6日間(月をまたいで連続した場合は、最長12日間)は246円が自己負担となります。

※初期加算(30円)が入所から30日間は加算されます。

※療養食加算(18円)が療養食を提供した時加算されます。

※経口維持加算Ⅰ(月に400円) 経口維持加算Ⅱ(月に100円)

※経口移行加算(28円)

※看取り介護加算(死亡日前30日を限度とします。)

死亡日の場合:1280円 死亡日の前日・前々日:680円 死亡日前4~30日:144円